

ガスワン<都市ガス> お客さま各位



株式会社いちたかガスワン
営業本部 エネルギー事業部

特定商取引法の一部改正に伴うクーリング・オフの対応について

当社は法改正に伴い令和4年6月1日より「クーリング・オフに関するお知らせ」を以下の通り変更いたしますので、お知らせ致します。

この変更により、お客さまは電子メールまたはホームページからの送信による方法でも、クーリング・オフの行使をすることが可能になります。詳しくは下記新旧対照表をご参照下さい。

令和4年6月1日変更「クーリング・オフに関するお知らせ」新旧対照表

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| <p>■クーリング・オフに関するお知らせ</p> <p>1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。</p> <p>2. この場合、①お客さまは損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客さまには当該商品（ガス又は電気）を使用して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。</p> <p>3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。</p> <p>4.クーリング・オフを行う場合は、ハガキ等（簡易書留が確実です。）により株式会社いちたかガスワン宛に郵送してください。</p> | <p>■クーリング・オフに関するお知らせ</p> <p>1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日を含めて8日を経過するまでは、<u>書面または電磁的記録（電子メール等）</u>により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は<u>お客さまが書面または電磁的記録（電子メール等）</u>を発信した時（郵便消印日付や送信日時等）から発生します。</p> <p>2. この場合、①お客さまは損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客さまには当該商品を使用して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。</p> <p>3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、<u>書面または電磁的記録（電子メール等）</u>によりクーリング・オフを行うことができます。</p> <p>4.クーリング・オフを行う場合は、<u>下図のようにハガキ等に必要事項をご記入のうえ、郵送（簡易書留が確実です。）</u>いただくか、<u>下記当社のお問い合わせ窓口Eメールアドレスまたはホームページのお問い合わせフォームから通知してください。</u>Eメールによる通知の場合は、翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は当社お問い合わせ窓口までご連絡ください。 Eメール info@ichitaka.co.jp info@eneone-hokkaido.jp お問い合わせフォーム https://eneone-hokkaido.jp/ https://www.ichitaka.co.jp/</p> |
|  |  |

以上